

意見案第9号

「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化」を求める意見書

(原案可決)

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や平成31年度に創設される森林環境譲与税(仮称)を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林産業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

平成30年10月12日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、
環境大臣、復興大臣 宛各通

意見案第10号

種子生産に関する条例制定と予算の確保を求める意見書

(原案可決)

主要農作物種子法の廃止以降、道内の各市町村議会及び各農業団体等より、安全・安心で優良な種子の安定生産・安定供給に関する施策の維持、また生産現場での不安払拭を後押しするため、北海道に対し新たな条例制定を望む意見書・要望等が多く提出されました。

これらの状況を踏まえ、北海道知事は7月4日の道議会予算特別委員会において、主要農作物種子法に代わる道独自の条例制定を表明し、その後骨子案をまとめましたが、制定時期、種子の開発・生産・普及体制等については、明らかになっておりません。

よって、北海道においては、今後の主要農作物の安定生産と供給を図るため、下記の事項の実現に向け、措置・要請等を講ずるよう強く求めます。

記

- 1 道の責任による優良種子の安定生産と供給の根拠となる条例制定の早期実現を図ること。
- 2 優良品種を含む品質の高い種子の生産、普及及び品種改良に関する施策の維持及び推進に向け、必要な予算を確実に確保すること。
- 3 種子は食料のもととなる人類共有の財産であり、食料安全保障を実現し、生存権を保証する不可欠な条件であることから、国においてもその責任を果たすよう優良品種の開発・生産・普及の体制維持に向けた新たな法整備、並びに財源の確保が図られるよう道として粘り強く要請活動に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

平成30年10月12日

北海道恵庭市議会

北海道知事、北海道議会議長、農政部長 宛各通

すべての子どもにゆたかな学びを目指す高校教育を求める意見書

(原案可決)

道教委は、2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針」(以下、「旧指針」)にもとづき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、「望ましい学校規模」を「40人学級で4～8学級」として、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。これによって、2007年からの10年間で、道内の公立高校は統廃合により42校が閉校となり、公立高校のない市町村は50へと増加しました。2019～21年度の「公立高等学校配置計画案」においても、再編・統合によって、1校の募集停止をはじめ53校において54学級と大規模な削減になっています。

「配置計画」で地元の高校が統廃合となった子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大するとともに、保護者の経済的負担の増大も報告されています。また、子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

道教委は3月、「これからの高校づくりに関する指針」(以下、「新指針」)を公表しました。「新指針」は、依然として「望ましい学級規模を4～8学級とし再編整備を進める」ことを基本としており、今後も統廃合が進み、「都市部への一極集中」や「地方の過疎化」により地域間格差が増大するとともに、北海道地域全体の衰退につながりかねません。

したがって、広大な北海道の実情に配慮し、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが求められます。

以上の趣旨にもとづき、次の事項の実現について強く要望します。

記

- 1 道教委が3月に策定した「これからの高校づくりに関する指針」は、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、北海道の実態にあわせ抜本的に見直すこと。
- 2 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、以前より高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。
- 3 地域連携特例校および農業、水産、看護または福祉に関する学科を置く高校については、所在市町村をはじめとした地域における具体的取組とその効果を勘案して「5月1日現在の第1学年の在籍者が2年連続して10人未満となった場合」でも地域の特性に配慮すること。
- 4 しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが自分の意思で高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高校教育を実現するため検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

平成30年10月12日

北海道恵庭市議会

北海道知事、北海道教育委員会教育長、北海道議会議長 宛各通

意見案第12号

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

(原案可決)

今般、東京都目黒区で両親から虐待を受け女兒が死亡するという痛ましい事件が発生した。このような虐待事案は、近年、急増しており、平成28年度全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は12万件を超え、5年前と比べると倍増している。

こうした事態を重く受け止め、政府は平成28,29年と連続して児童福祉法等を改正し、児童虐待防止対策を強化してきた。しかし、今回の事案は、児童相談所が関与していたにもかかわらず、虐待から救うことができなかった。

虐待から子どもの命を守るためには、子どもの異変に早期に気づき、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず関係機関や民間団体等が協働し、虐待の防止に取り組むことが必要である。

よって政府においては、こうした痛ましい事件が二度と繰り返されないためにも、児童虐待防止対策のさらなる強化に向け、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

- 1 平成28年度に政府が策定した「児童相談所強化プラン」を拡充し、市町村における児童虐待防止体制の強化や中核市・特別区への児童相談所の設置も加えた児童虐待防止体制を強化するプランを新たに策定するとともに、地方交付税措置を含めた必要な財源を速やかに講ずること。
- 2 児童相談所と市町村の役割分担をさらに明確にするるとともに、施設やNPO等民間機関・団体や他の行政機関等との連携を強化して役割分担・協働を加速する「児童相談体制改革」を行うこと。
- 3 児童相談所間および児童相談所と市町村の情報共有については、仮に転居があつたとしても、危機感や支援状況が確実かつ迅速に引き継げるよう、引き継ぎの全国共通ルールを定めるとともに、全国からアクセスできるシステムを整備すること。また、児童相談所と警察との情報共有については、必要な情報がタイムリーかつ確実に共有できるようにするとともに、適切かつ効果的に情報共有できるシステムを新たに構築すること。
- 4 保育所や幼稚園・学校と情報共有を図ること。いじめ防止対策と同様、小中学校の校務分掌に虐待対応を位置づけ、対応する組織を明確化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

平成30年10月12日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、
文部科学大臣、厚生労働大臣、国家公安委員長 宛各通

意見案第13号

水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書

(原案可決)

日本の水道は、97.9%の普及率を達成し、これまでの水道の拡張整備を前提とした時代から、既存の水道基盤を確固たるものにしていくことが求められる時代に変化してきた。

しかし、現在の水道を取り巻く状況は、高度経済成長期に整備された施設の老朽化や、耐震化の遅れなど大きな課題に直面している。現に、6月に発生した大阪北部地震や西日本を中心とした7月豪雨をはじめ、昨今の自然災害による水道被害は全国で頻発している状況にある。

そこで政府におかれては、地方公共団体等とこれまで以上に連携を深めながら、国民の命を守るインフラである水道の戦略的な基盤強化に取り組むため、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

- 1 老朽化対策や耐震化対策をはじめ、国民の命を守るインフラ設備である水道施設の更新・維持・管理に全力を挙げるとともに、その国庫補助所要額の確保を行うこと。
- 2 将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくため、水道施設の管理者である地方公共団体等とこれまで以上に連携を深めながら、具体的な措置を講じることにより水道の戦略的な基盤強化に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

平成30年10月12日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、
国土交通大臣 宛各通